北潘翰譜

和書門
類 八六三八
號 九五
函 一
架 二〇
冊

内閣文庫
和書
類 八六三八
號 二〇
冊 二五
函 二〇
架

内閣文庫
番號 和 8638
冊數 20 (10)
函號 155 37

十

国立公文書館
National Archives of Japan

帝國圖書館藏
帝國圖書館藏
明治十一年購求

国立公文書館
National Archives of Japan

藩翰譜七之上

池田淡路守

参議源輝政卿を紀伊守信輝入道勝入の二男に信輝に父播磨守に任ぜ侍り紀伊を恒利をもつて分給ふ元和元年大坂の役に功ありて摂津の国をうけ給ふ夏の陣に摂津の国を加へ給ふ大坂の城落て摂津の国を加へ給ふ元和元年大坂の役に摂津の国の内の所々を賜ふ元和元年大坂の役に摂津の国の内の所々を賜ふ元和元年大坂の役に摂津の国の内の所々を賜ふ元和元年大坂の役に摂津の国の内の所々を賜ふ

信輝は天正四年の頃三歳の御母上法名の記

[illegible]の四文字伝信長の所ゟ[illegible]の象と
つゝ[illegible]の城を攻[illegible]双方言葉を[illegible]て
諱字[illegible]て信輝[illegible]を[illegible]元年四月
尾張の海津の合戦ゟ信輝一[illegible]ゟ[illegible]日き
三年正月武田ゟ信玄の諱五の字[illegible]て伝
七ゟの書ゟ三人近[illegible]ゟ三人[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]信輝毋上の[illegible]ゟ[illegible]信輝[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]伊能ゟ[illegible]池むら[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]信輝
二十一[illegible]ゟ[illegible]海北[illegible]物[illegible]

合戦とはゞめて高くの武勇と[illegible]ゟ元亀の
はゞめ尾張の国大山の城ゟ一万貫の地つけて物
い一方の大将ゟ物[illegible]ゟ[illegible]ゟ又[illegible]
しこの合戦ゟ[illegible]て[illegible]ゟ中ゟ事
いゝゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]

き九年大山の陣をといむこ元源三郎殿と申す由
いとも信濃の聞と呼ぶ十年五月四郎の地返信也
よりて三七信孝と大将として毋利勝長の人々
播磨の地へ打ひて同じく六月二日信長信忠明
智光秀うたれ羽柴筑前守秀吉山崎
より北へ上り信孝と三七信孝諸軍をひ
きいてむかへ明智と戦ひ宗徒の衆人出て尾
州の清洲の城へ集まりて織田殿のすきのを
議をする秀吉丹羽長秀中
川瀬兵衛

とよりきこゆ中川瀬兵衛の子とて
内て宗徒の衆洲股へ入りて播磨の地へ
信孝へ帰参する信長公のひとりの信孝
髪薙て出入し号し勝三郎と名乗
秀吉常山城明智光秀と
戦ひ勝て信孝と共に三七殿と
彼草の城へ行る天正十年の事なり秀吉又小田原へ
なびきなんとす時信孝と父子秀吉の方へ
参信孝を拝して山崎信雄より信孝へ
父子のうらみこと武元ち出一ことなく生涯

[illegible]

天正十二年三月十七日方の人々中[illegible]武[illegible]
羽黒の時とうらかて義右の[illegible]むしい

小牧の山と海をうら口きき四月日の晩入義右の
海義右[illegible]のひしうて沈川方日[illegible]
集りうしうて小牧のうれ多者ニ[illegible]今
々家康の四[illegible]
[illegible]
[illegible]義右[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]三河の[illegible]むつかしい[illegible]
と存じて醤油の[illegible]
時分[illegible]入[illegible]年[illegible]
城[illegible]
[illegible]
[illegible]九[illegible]の[illegible]入[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]

[illegible]
田[illegible]
[illegible]武[illegible]
[illegible]信[illegible]入[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]年十五年
[illegible]年十二年
[illegible]年前後の城
[illegible]
[illegible]
[illegible]

とゝ[illegible]なるいそはけ[illegible]ゝ解政意[illegible]を古[illegible]
[illegible]て十五[illegible]まし[illegible]以前の[illegible]の[illegible]
[illegible]と長[illegible]を見[illegible]
前と[illegible]天正十年見[illegible]の[illegible]
信長[illegible]の秀吉[illegible]
後[illegible]解政[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

宝永五年の秋国元の方にて伯耆の御と
故障にて南部山の方にて御出ありと申す所の御
りとい二年十月御手当と成り翌年二月ニ日ニ八年
四月に伯耆と仕る三十二日なり三月十二日お将
ありて十五年浅野の方と仕る　○創業記表異
政事御手当と申す　伯耆と申す　二番目お鳴り　浅
一番目お鳴り　二人ずつ　二人ずつ
鳴り成り　伯耆　十七年八月十三日御
政治にて大門寺にて九月国元
将軍家の年の病にて御出ありし

政軍家の家臣の中にて参議の事申推参の
ときに御出ありと御出ありて　増田御の門
正月二　乙門寺の山谷
四月に日と申す所七月国元に戻りて九月
二日又浅野の年大門寺にて御の事相
奥山の事の御
家様の御の門
ありて　伯耆の御
ありて　京遠遠　ありて四月
と成り日十七日上洛して参議に任じ十八
年御改名ありて四月ありて
ありて年にて　大門寺に戻りて御出ありて

信長並武藤右衛門尉信長ハ初ハ宣輝様の婚
男母ハ中川清秀の娘ニ天正十年正月十六信長
並秀吉ニ任て武蔵守の官の内ニ利隆の家
ニいたること柳原弘文の書ニ見ゆ
なりしてもの内左文字の内ニ記ス
ゆ二通と有
ひしるす 同き十二年利隆はじめて関東
ニ下り将軍家御所御邸と申すと武蔵守ニ
成 此の内ハ右の方ハ武蔵の御
と申す 弱て内ニ
と弱て 御金の内一ツ所ニ
形見ニ家と業門ニ 同十九年信長の

家司と地頭軍事を[illegible]て左衛の[illegible]
[illegible]も家成を大[illegible]伝[illegible]て軍を[illegible]十二月
廿八日[illegible]知[illegible]
[illegible]右兵衛尉[illegible]
六月十三日三十三[illegible]
[illegible]
[illegible]て將軍家の[illegible]
父幸[illegible]時九[illegible]
元和九年四位の侍従[illegible]寛永三年八月十九日左

衛門佐に任じ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
信濃守源頼朝 [illegible] 光政の二男 父の所領
ちのみ [illegible]
丹後守源頼倫 [illegible] 光政の三男 父の所領
[illegible]
伯耆守源頼元 [illegible] 利隆の二男 元和元年
[illegible] 将軍家を尺[illegible]
寛永六年 [illegible] 二年十月[illegible]
元禄[illegible]

辛[illegible]
月八[illegible]
[illegible]
[illegible]
年十二月[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]
十八年父[illegible]卒して[illegible]の元[illegible]
三郎[illegible]
[illegible]
[illegible]

嵯峨六月十八日 同時伊勢を捨て入り 三十二歳
寛永十九年十二月廿九日 後四位下侍従に叙せられ
正保元年六月廿六日 左少将に任ず 時四
後位下侍従正保元年 二百九見の米を
陸奥守に陸奥国に三百石を伊賀に
伊賀国に百石を源朝臣 解任 時四
母方姓を用ひ 七年十二月 元和元年六月 播磨国
宍粟郡にて 同日九年後四位下 寛永三年八月
十九日侍従 同日十七年家人に分領の記

四位侍従を賜ひ伊勢国に帰る
さて お授の光仲を 解任 五人 時九
ひて 寛文二年正月十八日 配して 辛て 男子
三人を 時男 能登守 時 父の流れ 財
別に 西原を 時 一説 寛文五年十二月十日
三十二年にて 辛て 子 信 今井 家
加賀氏 時 元長 刑 西原 時 二人 子
西原を 時
左京亮源政綱 時 解任の 書 経 日

元和元年掘子四郎兵衛尉と称 寛永三年
八月十九日没 法名[illegible]の内の八年七月廿九日辛酉
廿八歳にて家絶
右道定深親興弟 掘子 駿河の十郎母方継
同 元和元年六月掘子忠作自殺 [illegible]
同 元和元年七月没 法名[illegible]の内の正保二年三
月十四日 [illegible] 伊予国へ流されて死
[illegible]して家絶
伊中内深也右 山城掘子 十二歳の時 寛永の末年

とうて羽金三郎印 [illegible] 七歳の秋
[illegible]歳 法名[illegible]
[illegible]の時 [illegible] 元和の末
の秋 [illegible] 関東の内[illegible]
[illegible]この秋 [illegible] 子印[illegible]
[illegible]国[illegible]の[illegible]の時 [illegible] 又[illegible] 国[illegible]
十九年九月廿[illegible] 十[illegible]
伊中内[illegible]は[illegible]め[illegible]元年[illegible]九[illegible]
[illegible]元年[illegible]中[illegible]
[illegible]と

[illegible]吾 父卒して家をつぐ[illegible]年の[illegible]
大夜のいくさ[illegible]もとい時[illegible]文の戦
[illegible]武義[illegible]利隆[illegible]屋[illegible]て首三[illegible]と
[illegible]元和三年伊中[illegible]松山の城[illegible]
寛永九年[illegible]月七[illegible]卒て四[illegible]
七者父[illegible]て寛[illegible]十六年九月[illegible]三十三[illegible]
[illegible]て卒て男[illegible]して家[illegible]

淺野 淺野より

源四郎源[illegible]七段[illegible]頼光[illegible]七世の孫
[illegible]尉源[illegible]利[illegible]代光[illegible]淺風[illegible]
[illegible]の住人又[illegible]七[illegible]
[illegible]田[illegible]の[illegible]
[illegible]大[illegible]の人[illegible]
[illegible]一族の[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]
[illegible]

のむすめ[illegible]てあるを[illegible]師を織田殿の家人[illegible]
又[illegible]利家の中[illegible]ちて市下殿[illegible]行[illegible]
いくむこ[illegible]して行[illegible]
[illegible]れ[illegible]後[illegible]小の[illegible]
[illegible]殿の妻[illegible]
[illegible]殿[illegible]
[illegible]殿[illegible]
[illegible]れ[illegible]
[illegible]殿の[illegible]
[illegible]殿[illegible]
[illegible]殿[illegible]
[illegible]殿

今度川殿の方毛殿宮廻の事とゐうて
の旅館を祇園をたてして法花門殿のもと
ゆく関白秀吉と聚楽ゑ出ようとしたい
小事とゐうほどの時に武蔵の守むふ氏
殿下後陣の関白殿ゑ石田治部少
輔三成の事をつきて家康小隆をひきゐむ
中ゐうる謀叛人をゐんかとて城ゑ入のゑ
九郎左衛門とゐうもの城ゑ入のゑ
ゐうて時をうけさる毛殿主て氏よりとき

いそさる事やうゐ人きゐ詰ゐのゐとひやもしゐて
関白のうちゐ者ゐて東府の城ゑ入のゐ
以小事ゐうほど後奥の紀さゐ氏ゐ毛殿
本拵化の事をなりし奥ゐて職位なりし氏
関白の内使をもいて退居ゐのゐ星霜
四ゐ氏ゐうゐ二十七ヶ年関白天下の貢金ゐ治め
つゐもらゐしゐ毛殿の家ゐ氏貢金ゐ
治めつゐゐ氏ゐ毛殿の家ゐ氏毛殿ゐ
ゐうゐ氏ゐ毛殿ゐ

浦川屋右衛門の母と云ものあり
事の由をよく〳〵聞のきゝ先段のつゝのき
れをゆしの事とやうく此度
つゝれし事をよく浦川屋の内をよく
聞事後ゝも文藻のはゝ鉄鉢のもの
日を二年六月先段伺ゝ居間
お後し計年寄と辛して普別の城を設
大関鉄鉢のいくさをしてゆとゝ浦川屋
とはゝめて家法のたゝと名儀屋の後ゝ

鉄鉢の軍今のゝ中ゝ
元ゝ今ゝ書ゝ
ゝと三ゝ
大将ゝ三ゝ
大将ゝ入ゝ
こゝゝ
浦川屋ゝ
日本のゝ
ゝとゝ

[illegible]家康[illegible]の[illegible]
[illegible]年先[illegible]事[illegible]
[illegible]
[illegible]家康[illegible]家[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]月の[illegible]
[illegible]の入[illegible]
[illegible]

[illegible]の入[illegible]
[illegible]
[illegible]

弓竊盜法度略のとおりに部屋内に
法門屋いるものもいてことをもって
うたがうべきものとなる事なれば
とおいてそんぞくの者をさしむけ
ひとりもんみをかくの事なり
かくのごとくすることを事と称する
孤の入りうらいいと申されとの諸人
うたんとする撃を必人をうたんとする
を探られ大国撃もせず孤も

せよかのとうとうとのうたんものを雑をもって
奇怪を発らんを主のを行家氏を内海
人の所を伺作をもって先陣をを別れんを内を
知らるをもいてをこをもって海中をして
出をを先をを神をして人を氏を
かの陸をを内度をもって陸ををすぎ
後を作知らるを内をを内をを
知らるをを年を大国大ををもらをを
法門屋を内度を先陣ををして内海の

[illegible]大閤[illegible]遠征[illegible]
海[illegible]左京亮[illegible]
[illegible]又法[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]
[illegible]

十五年四月に七段六十四軍ありて辛くして紀伊ち
伊賀を始めとして各所をつくり左京亮と
なりて紀望国の軍に出でさせ相解き
流て下りて強き大国慕しのひ一のち石山文と中
不法なりと情て安宅とし出でて流川殿の内蔵
ひかへて本一六月に又七段蔵をうばひて
早速の国をうばひ奇せて都をまもて染
の所をも渡しまいる奥の家臣中川を内近
法の為法川殿をのがれて内のをまもて

池ちの上方の公部しかい英長の国をもとめ
彼草の徳をあがめ関白を強ひその初家多
ひとい京七文年十二月紀伊三十九万石後四
位下に叙し紀伊ちに行き年三十八歳にして四き十
八年八月ちに辛くしてあるりしかい金井右衛
七長ちの家をつく七長七段二男にして秀頼
家の跡をうしなし後に政所の内方をつけもて
部に行て京七十五年大阪城七長伊中を
五頭を賜ふ二万石 只年七辛して後主家をつき

但馬守より大伝の軍記しられ七歳大伝く
ひろて軍を主張とし吉野熊野の先
大伝の方人して紀伊国軍記しる家人おらも
ものてそと称すしひ兵記しる大伝の軍法紀伊
の国ものふこてしこて戦て先年きりて称
続ひて大伝もひ家又うちれひ日千二を称
同き年七月伝四位下之の守家の作と家
元和二年正月廿七大内宿禰三の姫をしるしても
[illegible]
同き七年安藤伊信の出

給てうり日千二百六十六 寛永三年八月九日 伊信上京ス
同き九年九月三日千七百七十七 辛年左如伝
元慶祖父大内宿禰七歳の時父の伝
の家をうれ二十七歳の時 寛永十二年七月十六日元伝し
内家騎とやうす内讃字と物ひ日伝伝を
海藻ちうす 実父の内 左大伝家の内宿禰と
もう人事を 実八小松中納言利光卿の七女 左大伝皮の内
寛文五年
十二月廿七日左廿日ちう年四月廿六日
うちとしう所いうう所ものう

つゝん事と思ふ所なり十二年四月十八日
所領を所々にて播磨を侍従綱成父が時の男
子とゝうくはるる形部二年十二月廿五日元服し
所詳なるべし後四位下源四郎と称ス 所々の国の
文文八年十二月廿七日伊豆守に成れ 長享元年
四月廿三日三年七月廿日辛酉なるの子 兵部九郎
廿一日九月十八日元服し所詳なるべし後に
下総守と称ス 安房守に任ず 父政元
民部卿なり 安房守に任ず 父祖父光
国の子なり 長享二年十二月廿七日

伊豆守に成る
同時に源七郎 但馬守に成る 七郎の七子四男
生れ 家を継ぐ 京永九年十月二日 伊豆守を
辞して三河の国と 長享三年正月十九日 三河守に成る
の二男 中務大輔 光成 光成 二十三歳 文
文六年七月廿八日辛酉 文元成 三男
中務大輔 或は 七郎 又七郎の家を
為四郎七郎 源四郎 郷七郎 三男 時よ

[illegible]国年[illegible]何作し中納言[illegible]
二年十月[illegible]
と称す 常陸の[illegible]
陸奥[illegible]
常陸の国[illegible]
三年[illegible]
元年[illegible]
[illegible]
[illegible]

同き十一年七月[illegible]
[illegible]
年[illegible]
八年十月[illegible]

前田治脇相続

中納言菅原利長卿の次男利家の男利政
の父前田筑前守利昌庶流海東郡荒子の郷を
領せられ男子四人利家は幼年の男
男子四人嫡子は幸長九歳にして
早逝の事幸長と前田筑前守利昌の記
らるる所にして所しるし○前田筑前守の
いまだ菅家の門を出ず菅家の家臣の
前田筑前守と称せられ氏姓菅原の
家臣なりと雖も又前田筑前守の先祖
百七十年の押付役職家の長裔にして

新後六条の[illegible]人[illegible]信濃[illegible]
[illegible]利世[illegible]
以[illegible]
[illegible]
年[illegible]軍[illegible]
[illegible]二年[illegible]又天文二十三年の
[illegible]利家[illegible]天文二年[illegible]
[illegible]織田信長[illegible]
[illegible]
[illegible]利家[illegible]
武義[illegible]
信之の[illegible]井郡[illegible]
井[illegible]

[illegible]
世[illegible]
[illegible]利家[illegible]
永禄三年柳迫の[illegible]
四年[illegible]
[illegible]
月迫[illegible]
[illegible]
九人と撰[illegible]利家[illegible]

利家は義仲と合戦の
ありてやがて死したりと云ふ　元慶元年九月極月の頃
大坂の合戦味方勝ちて利家一人やがて
出でて敵とうちやがて引入て千地蔵と云所に
ひかへて一方の大将と成て書は書り　天正三年又
つゝて一方の大将の法師なり
月出羽の合戦と出羽の合戦すさまじうして滅れ
て残り有時と成ひかへぬこゝに九月朝倉出たり
きしに府中の地とうちまい三日九年富
樹院殿明家と云ひはじめて一方の大将と成て朝
中出羽の城と書て十年能登石動山の

敵とうちかへ用て土年の去利家父子富田に帰て
明家出羽をうしなと成て能登四月出て春は
ケ嶽の戦やがて出て利家府中の城に引入て明家
やがて府中に籠り利家又ゆ射田一揆
こゝて出羽に成て馬に乗てうちのて利家を
の行道に年をうしなうち明家かく持してたち
うち又利家と明家和屋明家に年月のたゝかひ
りてうち明家との間をもて和の家のくるし
うなり　以前に小丸と云ひ奉去後て小丸と

攻かけるに勝家敗北して秀吉又利家とよのとて
加賀の国へ入る之ゆえ石川郡小二郡を加賀人に
山の城と申すも（四山の城ん今の金沢の城）郡中利家加賀能登
の境目に山を城廓と申す門前加賀郡
小谷の内にて中川瀬兵衛と申人を利家
そうらわせ加賀郡中にいくばくの能登
と申郡を秀吉能登の能登ん（二十三万石）
之一国と秀吉年寄衆及び郡中
申人き年内海之中を渡せ給ふ郡

さて家名をのこす事ゆえ羽柴筑前守と名の
らせるとて名ばかり人をとい国名をとりて
郡内羽柴筑前守と（今まで筑前守初い利家と）
家号のひし形（第四の後ひさ十三年の秋秀吉
作と仕て郡中三郡を割て利家に領
ん事一万石のうち利家と四万石
と（郡中仕ひさ）（氏ひさ）十四年高野へ
入れる時に関白秀吉十六年の春
有馬へ入れ十八年の春秀吉後世四位下二

文少輔元長と少輔を攻てこれをこの
城にもちいて文永の比より朝鮮の事を
聞給ふ後長と時日き三年夏徳三位殿中納
言秀吉十年二月十五日大納言二位
なり（三宮織田中川瀬右衛門）日き三年大閤薨せられて利
家とりけて若君の侍と定められしに天下の侍衆
市井の輩威ゆへ双者なり明年正月
家のなれは人の威うて徳川殿うなづて
謀る利家徳川殿と同時に細川部屋を出る利家

出てこれを聞給ひ山路かれたてまつりて家臣さ
人事と称き毎月利家やてるの
時とうし徳川殿とうしてうけんとて家臣たて
けて大坂の城に伺候を徳川殿又
利家の屋敷に日毎に出仕しかの方に彼大坂の家に
日毎のごとしかの利家病をうけ
中て日三月三日十二月にて年を送一位を贈
られて中納言利長これを軍とし
ふに石田治部少輔実家の我と申し

仰せ下されの為とそれは[illegible]め国々度[illegible]仲中[illegible]三郎と
なされ明家の[illegible]中[illegible]さあれ北条[illegible]伝[illegible]元亨二年の
秋浅四位下日三年夜浅三位中納言[illegible]なり[illegible]世の人利
[illegible]のことつ[illegible]高綱伝[illegible]と[illegible]浅三位中納言[illegible]大国[illegible]しのひ時
[illegible]頼の代を作り[illegible]利[illegible]と[illegible]父利家卒して
後の[illegible]親中の[illegible]八十一[illegible]
八月廿八日利[illegible]入新の[illegible]加[illegible]
[illegible]百三郎[illegible]謀て利[illegible]謀反のよしてあ
[illegible]きこ[illegible]利[illegible]ちこいう討[illegible]と[illegible]て

戦ひ[illegible]すり人[illegible]ひめて[illegible]毋と国[illegible]人[illegible]
[illegible]と[illegible]又[illegible]代[illegible]
し中納言[illegible]の[illegible]
[illegible]とちかう[illegible]世の[illegible]ひけ[illegible]五年の秋
浅川殿奥の[illegible]代の[illegible]利[illegible]小[illegible]の[illegible]
[illegible]て[illegible]と[illegible]又軍紀[illegible]
利[illegible]大[illegible]の[illegible]と[illegible]一[illegible]小[illegible]の[illegible]と戦て
金沢の[illegible]浅川殿の[illegible]と[illegible]
[illegible]て[illegible]合の[illegible]小[illegible]て九月廿[illegible]大[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

て大内左京大夫殺されぬ十年二月
大内左京大夫殺されぬ　山名宗全の口添
四月のはじめ利生父子伯耆へ　大内左京大夫
殺されて後の新田何がしあるべきの事
利生申して曰く　島津の勢をこゝへ上
年七月筑前へ寄せて　将軍義政公十九年
六月より利生　都中へ寄山城へ　年内三度
四三位大納言と御ゝゝ　中納言利尭　時ハ利光
利家大納言の事　十年九月　足利生の上

つゝきとなり大内左京大夫の跡　賀茂氏中ノ子
二の跡　義政十九年　父の子　年の内大夜の
都しづまりて　軍勢を作しもて城をもの
元和元年六月の合戦　将軍家の兵庫の
敗と成て　首三千　武士　行方　十書　宝六
月　義政　なし　寛永三年の秋　三位　中納言
三年　すゝ年　先　内　四　少　の跡
十月　世の人　山名中納言　時　筑前
光　朝　大内左京の跡　外様　寛永　六年四月　三

十四年にして元服し將軍家の御諱字をあたへられ
の御使筑前守をもつて　四位の侍とし　西保二年七月
右京大夫に三年一度あて父さねくらの卒を利尤
中納言の職をあたへ　時頼の代に光氏の家と
ともに百官の長となり　二人の執文となる　利尤のあとを
氏政相続三年四月十日　大の代に元徳し　御諱
字の四位の將軍　加賀守を任し　得利と中納言
元年十月十日　中納言利尤　六十六歳にして卒
を八年　至十二月　得利　中納言なり

得度　法名　利尤　中納言利尤の次男
母上光子　同　京永八年十二月十四日卒
元服　得度の事　同　西保二年　三月　中納言
家の職をうけ　領い　安永二年七月七日
卒　六十八歳　子　掃部頭利貞　文永二年叙
家　同八年　得度　右兵衛督　文永
て家督
得度　光氏　家　利尤　中納言　利貞の二男
母上光子　同　京永十二年十二月十七日

みて従四位下の花房を代し寛正二年閏六月二日
加賀守大膳亮の職をうけたまわる　時に日三年十二月
伊豆守に補せられ　翌年三年四月廿五日辛巳四十三歳
その子花房利政　諱を少将中納言の事なり
為を翌年九月に　従五位下大炊助に補
任し　寛文元年花房
大和守　寛永利政を大和守利家の四男
より別に　寛永の四男
前右近将監　上野の国七万石の内一万石
子後利也の母　芳春院

高知

摂政 附母儀

多賀宮の御事なれの母の住
人なれば源氏の高貴なる宮多き中に四代摂政なれば
十二代の孫光門なる高き時間之男代に不の地と
なれば高貴の御はしめ若狭の武田の孫八幡の事妻に
武田氏にて後秀吉関白の高しなれて松の丸殿と
中にて高貴の母なる清井なれば諸侯の時之をと
高貴後屋も後年之一なるぬ中にみつれ
旨を小伝聞れ関白の内室なれば

元服して左馬之助と称し大津の城を賜い若狭守
と名乗り中川清秀の娘と高次の妻となる（清井下野守妹）
故の男伊予守と長政の娘と[illegible]
[illegible]
慶長四年の春大坂の[illegible]大閤薨し給ふ
らんとしたりし伊賀の所領を藤堂高虎に渡され
ハ高次初め大津の城にもんすんして淀川辺大
とよりこれをもひ井伊侍従とその芳志を感し
ら[illegible]と云ふ五年の秋上方のいくさ起り大坂方
うきはのうらみて高次も関東の方へ

大津の城にそなへ淀川辺七里の[illegible]
三万石をまもりて城つかせ坂本を城とし淀
川辺も高次今ハ城を築かれさるんハ[illegible]
申とい[illegible]ハ[illegible]
[illegible]の書[illegible]若狭の[illegible]
若狭守[illegible]九万二千石高次淀川辺伏見[illegible]
とへて[illegible]後三位[illegible]四十七[illegible]
五年五月三[illegible]辛[illegible]
[illegible]国ヶ原の[illegible]
[illegible]婚男左衛門[illegible]

四七紙大納言長政卿并二の丸
[illegible]
[illegible]
[illegible]十年十三歳にして元服し将軍家の
御諱字をめされ四大名下の侍従兵部大輔の官
[illegible]
[illegible]城とも[illegible]
[illegible]城中にすまして御中すの書と称し
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の家を大[illegible]の男[illegible]
[illegible]月九[illegible]
[illegible]高[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]元年 讃岐国九郎の[illegible]
[illegible]九月十三[illegible]四年[illegible]
[illegible]高[illegible]
[illegible]
[illegible]丹後[illegible]
[illegible]三[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]文永元年 [illegible]

[illegible]信濃の国住人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]田辺の御とこうらて宮内の御と紀ゝ[illegible]
[illegible]侍従の宮として元和六年八月十三日卒[illegible]
[illegible]して卒しる[illegible]三人[illegible]
侍従の宮丹後守[illegible]高和の五男なれと家をつ
[illegible]
時め元和二年十二月侍従五位下の侍従なれ[illegible]
[illegible]
[illegible]家を継て後寛永三年
八月侍従に任ゝ叙し大炊御門の内外様殿参侍
の節お偶して男子三人を[illegible]年以服

[illegible]寛永三年四月廿三日[illegible]
入[illegible]安[illegible]
[illegible]叙爵して山城守に任し寛永十年十二月侍従に
[illegible]の家督[illegible]年侍従[illegible]丹後守[illegible]
寛文六年の四月父の[illegible]高[illegible]
[illegible]して日き九月三日高[illegible]奥の高[illegible]流さ
[illegible]大昭文章[illegible]
男四人女二人[illegible]大[illegible]
[illegible]七[illegible]
[illegible]

八松宗兎の氏人所成之事三宗伝て又又
貴人と貴母なる貴人と貴母と云しなり○世の人の
やもしいこまを年こなの父の入れ虎ぬをきくこつけてそこ
てきこなり物のいなとい家つきしはかい上をうるいをと
めなものなたくなをと家ふらをとききこうして氏なら
こもなて此年月のこうとをとをを湯なを魚のをとなるを
こくくしくしいなくんらて物こなをいをきをとを
けこをををけなをけをけをしきをを
城役のこなり氏の宮をうをふのこ家人をなこなる
作物のこを月をうけてものはこしかの年のを氏を
こ宮立しこなてなをきこなぬ父入れはのこ
始るこなをなをきしなりなるこなひ
中を先して家をを月ひこをこつ
きをなを始なこ月なしこ家をなを
なてきここなを伝なこ伝こをを
やこなこなつをしこ物人をを年月をなこ
おきをををうこ父をうをんなこなる又を
なを不竹の物をななこなて一をのをを

て高なのなをを
をしかかこなこ高をのてをれを一をを
月をなてもをて白を三年十二月を十年を
砂を死ををを父入れををれ物をのを
なかをて中を人を丹後をつをををを
家代の家物をを三宮みをを人をれを云をを
業をお意ををををんをなて海陽を会の物を
是物を家を高を白人月をなて物を
海世のををを上をを云ををを
白を人年に月を二を九年を九をを入れの

濃国ヨリ伊勢ニ移シ給ヒ　ことしてうされ　京ヨリ文年七月廿
九日ニ辛酉ニ三河伊賀ヲ高階ニ及ヒ流されてのち
ひつる寛文七年ヨリ　ヒ　ヒ　ヒ

を[illegible]と以て一万三千[illegible]

寛文元年[illegible]

十二月十四日 伊勢[illegible]辛[illegible]十三[illegible]

高知[illegible]つて一万三千[illegible] 合[illegible]

千石 三付[illegible]二年二月廿八日辛[illegible]

十二月[illegible]伊[illegible]三[illegible]

墨田 淀[illegible]松平 [illegible]市正[illegible]

[illegible]

天[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

のち如水と号してはじめ黄作与織田信長と
と為して天正三年毒殺刑に処せらるる所
信長この年入洛
又年九月十五日光秀の
ちと偽りて信長を羽柴秀吉方へ
誅ぬ光秀の娘の婿にあたる
氏郷ちなみに光秀の四女にあたる父子二人
なく方人して勇名を三河殿の婿をなしてさ
きかし同月十五日光秀の下知にて毒高
作平次郎右衛門尉信長の婿をなし

同年六年毛利と上月の城を攻しとれ毒高うち
まもりて高倉山に陣をとる山崎摂津の守信人
黄足播磨の村を謀るを毒高ひとりして村を
とりもむ村を取月の高を毒つめて毒高をうち
おのおのの一門池田恒興と織田信長の命を受
とりて黄足丹後をとりしたんきて黄作与
織田信長を二ヶ所にて
姫路城にて信長を今
矢ヶ崎にて毒高を毒して

大事出来てはいたくさて美濃に組を寄
高又帯をかしてのれんを美濃出てわたり
因八年秀吉播州三木の城を攻て山崎に行を
んと擬て寄るに秀吉家老黒田官兵衛
と申して当世第一の要害にて海路の行
よくかつて当城と称し人数を行きさきに
差をんして秀吉に申上ける所に秀吉
此儀をうけて寄る完度の砦をのけて山陽の城
を攻て秀吉山陽山陰の合戦をはじめて志は当
小牧氏公の軍に引続て寄るの戦切取と云て
因十五年七月に出兵し因幡十七年
秀高軍五年に家の事とゝのへ陸
尚京名古屋の陣に出て
軍の指て寄る毛利軍敗て又ゝ
ゝ三木の軍に引てはじめてそなる十六
年の冬に父に引て和泉の国岸和田
城に紀伊国雑賀根来の先手戦いのとき
天正十五年九月の合戦に付て限

弟切山新吉原の戦とはいひて大山の城とあるべし
うちこもりて不一ものの方解人 吹き馬伯作主の城を
ちかくして周防の国毛利氏の解のいくさにて
けしてと金海高原と申ける 毛城二郎毎に戦い白
川の城をもち元七年にて不の戦こうちそて
敗義方と山事と言ひて 書文の戦白い林を
の説に詳しく今 大谷荒しかいの方解のか
ちなと言ひて
りて毛敗上山西吉原に切と行てそうちうえか
元年まりの事 流刑にやあらん 元亨四年の事

秀頼の事人源川殿こうちの第さんとて大佐
佐人の名山の事 浦和そ 国文 源川殿の所方
うして毛敗宗佐の大名と 佐しかしてうえか
うしい戦ひにかよりて 新作事の 源川
殿位文の 右の所と 戦 毛敗
ともに戦ちて ちことりて 作神 源西大西の
ことをるこう 源川 ちの所 ちて
ちの所 ちて
毛敗のこと 山年五年 東西のいくさ
たちて ちの所 上方の家 国ケ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

父の名西海にして戦死九月

西海に居て父子の切たひなりしかは此年

二月氣毒と存じ　宮方なり　氣毒なりと

日九年三月出家入道十年九月歟にして卒

同き十八年七月従四位下を叙せられ大夫の官か
こうし叙位の時関白を辞せられしに將軍
家を奉し奉り元和九年正月八月引き辛て大
軍の子伊達忠宗氏家を相続し大御所の仰
家康公より忠之十一歳の時に家光十七年迄の
御所に参り十二月十八日大御所の御前にて元服を
仰せられ二ツ引の紋を給はれ十八年四月廿日関東下向
初て將軍家に参り御所の家号を御許容あり
家伊達左京亮下野守と二度給はり御一字
御家紋給はりし寛永元年三月

廿八日の事と
に不審

同二月従四位下に叙せられ大夫の官を辞し
て東国に帰り所労の事有て病をつゝめそれ
より西国の御巡行なりしに父辛して家をつ
ぎ寛永三年八月伊達忠宗氏に任せ日
十五年の春日光参詣の供をなし同き十
八年伊達家に男子誕生の事と有り寛永三年
二月十二日大十三歳にして辛て子息伊達大夫
伊達光之寛永二十年十二月廿九日元服し御諱を
賜ハり御名を授四位下大夫に成り家督し

年十二月侍従に任じ、嫡子氏房元文
九年十二月内蔵頭に任じ、後に任
かして叙爵元文の婿となり家督（き）を
うつされ、宝永元年四月十二日に従五位下二
男主膳亮を世嫡とされ、後に氏房
今まで領し地所の内、千石
元文の代に召し上げられ、氏房
後に信濃守に任じ、信濃
市正深高段に帰し、氏房
段の三男母方の祖父の

所領をうちわけ、弟の地所をわけて、宝永三年八月
十五日に新家同十五年書院番高木の跡へ
家督仰せ付けられ、元文の二男中務
ようとして、宝永四年十二月新家して、
元服して中務元時、後形部二年
八月市正に任じ、元文三年七月廿日三年間
辛酉二月廿日、元文の二男
主膳亮氏房、嫡子主膳亮元時、嫡男信濃
と三人ともに氏房より先に死去した。

市西之段の高を編て

有馬

侍従兼之氏源豊之氏を村上天皇の御子具
平親王の御子を来摂津の国の住人赤松二郎別村
入道円心大膳律師別称を来摂中務大輔別
称播磨と系図と一説に十代の孫と又有
馬と名の事別有と二説出羽守義祐摂津の
赤有馬郡地名とのみ云しとも云
世に有る郡と所を筑後守別の時を知て
播磨守をうつて三郎兵満田の城に住そその中

[illegible]
[illegible]
[illegible]

平氏の婿子生年九歳にして関東へ下りむさ将
軍家へ元年より十八年御所にて北条殿婿
にて元服し兵部少輔と名乗り諱字頼朝と名乗
之后の御方平氏方後白河院のいくさ
そ平七ときいて無り元和七年氣後の国久
留米城主田原二十二万石宗家寛永三年八月後巳後下国
十二年七月伊達家へ国き十五年まで中
野左衛門頼朝ときき北条の国高木の城主
故ありて十九年御七年三月にて辛酉
此人将軍
家の法

うきの元
とらよ

源四位頼朝中野左衛門 初名
左衛門尉 母
大内氏の内君母と共に形部四年三月廿八日関東へ
切りて伊豆の海へ辛酉年三月
此年は元宝
治の元年也
その子源四位の下廿五歳形部
家をつれ十七歳にて寛文八年六月廿日にて辛
し今年後巳後下中野左衛門頼元と御こと
伊勢守源平氏定て大形部殿にて小七郎殿
元吉殿と書まる大形部殿ゆるのこるさし
同年にて五頭にて内こと中野左衛

形光家代々之文書ならて所之人出　一百石
合三百人

山内

土佐守護職相模守

土佐守護職一世々々治守府將軍家ヲ経テ
十代の孫山内の首藤刑部丞義通ヲ治所ニ
ヲ登ヲ二国ヲ賜ヒ国ヲ再興の人民治の
国ヲ以て上の職国ヲ以人その家の光ヲ
国の職ヲ任ス是則ち三家所の一ヲ武御の家ヲ尾
治の国の守護ヲ尾八郎の地ヲ
ヲ以て家ヲ上の職国ヲ以下ヲ職ヲ職
田ヲ以て主の武御ヲ治所の職ヲ任
出の山文治所ヲ山内の三ヲ所のヲ一人ヲ
治三年　幕会の令職ヲ以ヲ略号ヲ名ヲ

[illegible]十三年[illegible]
[illegible]織田信長[illegible]
[illegible]羽柴[illegible]
[illegible]十一年若狭の[illegible]高槻の城[illegible]
[illegible]十三年[illegible]の間[illegible]
[illegible]十八年[illegible]
[illegible]年の[illegible]十年の
[illegible]中納言[illegible]
[illegible]

[illegible]又軍[illegible]の間の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

てまりもらうへし年比たくさんかきし[illegible]
[illegible]人[illegible]一年[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]額となりたるものなり[illegible]
[illegible]二人なれども[illegible]
[illegible]
又上開の[illegible]入の[illegible]元和[illegible]
毎年の[illegible]の[illegible]八百石[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]
[illegible]九年[illegible]
[illegible]十年[illegible]十三[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
九月[illegible]一年[illegible]二年[illegible]
[illegible]一年の[illegible]
[illegible]十五年十二月[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]や。寛文四年十月廿日の七十三歳にて卒せり。後妻[illegible]の娘[illegible]の娘[illegible]の娘[illegible]の娘[illegible]元年[illegible]。父の家[illegible]。

二年[illegible]。寛文九年六月十五日[illegible]。

[illegible]き八月[illegible]。[illegible]。

[illegible]。[illegible]。

[illegible]。[illegible]。

[illegible]。寛文七年

六月九日の七十六歳にて卒せり。その子[illegible]。

[illegible]。[illegible]。寛文六年十月十二日卒してより

[illegible]。[illegible]。

協

附 協字誠信ヲ名乗ル

左馬頭義政朝臣利仁將軍八代の孫協は
文武高々世に聞ヘ義政朝臣しきり
弟民部の侍人協は掃部頭兼三重長山協入道
之三子居れの代と領し一方の大將ヲ
ものゝ掃部頭兼ヲ名乗ル義政ヲ
政の文人ヲ義政ヲ
つゝ新羅明神ヲ拝ましかは
協とのいとのゝ義政ヲ

一年同出仕和山の城を領し又明応の年男子
秀政をもうけ同十二年誠をもとめ小の長
ゆうに二十九万八百石秀政ゆうに行て
天正十八年八月八日家康の大名村上図書
義明六万石更 藤堂伯
耆守高虎伊賀国を
関白秀吉の命をうけ一方の大将として
下総の国佐倉城に移り
ゆうに行て病死 六月
廿七日にて年三十八にて
なくなる 物生伊予守宗能のもとより宗能
宗能を細川忠興に
ゆうに秀政の幸ちゆえ
きくべし世の人名人なりと天下の沙汰しき

ゆうに秀政きくべしと云ども天下人と
なりしかども山人の子なれば
世の常の時 秀政は
なりしかども
ゆうに秀政きくべしと
ゆうに秀政
ゆうに秀政
とのして
八月九日
の事なり
とゆうしまつりの
秀政男子三人
秀政二男英勝
秀政
秀政父子つゝて
秀政国を行て春日山の城

[illegible]村上[illegible]
[illegible]ことの[illegible]
[illegible]五年の秋
[illegible]
[illegible]
[illegible]

いそかう筆とうれたまへきこと世に所なくて
大仏殿供養の日の男女の御堂に流れて多く死亡
大勢の御方も世を出家し流れて元亨
羽の義貞と申すかたらひ
英作の書に記されし九月廿五日一方に家人を
玉義貞の城を領して 号 左衛門尉 新田
七年足利高氏二百騎を率て西国
千早城のうちに一方八郎と高氏
義の代九月に辛し 宋良国寺を

[illegible]

信濃守藤原[illegible]加賀守[illegible]寺家人近
藤[illegible]知[illegible]と[illegible]して[illegible]弟[illegible]の[illegible]
とうら領を一方[illegible]寺[illegible]五年上洛して[illegible]
つ人[illegible]の[illegible]元和四年六月廿五日三十一[illegible]
[illegible]辛[illegible]藤[illegible]と[illegible]
[illegible]
滅[illegible]

城　志賀　所[illegible]　[illegible]

丹後守藤原[illegible]寺[illegible]は豊臣[illegible]豊臣[illegible]
の住人[illegible]織田[illegible]
[illegible]城[illegible]
つけ[illegible]
[illegible]
[illegible]

以て秀吉と言ふ人出来して城を築き其の名を[illegible]
[illegible]氏と称して左[illegible]氏と称せり 秀吉の子秀頼の部[illegible]
[illegible]れ三河の城を[illegible]方[illegible]を[illegible]年の[illegible]
[illegible]の山[illegible]を[illegible]て出来[illegible]て[illegible]
[illegible]の山[illegible]を[illegible]て[illegible]秀吉の[illegible]て雅楽
[illegible]出[illegible]を[illegible]の[illegible]を[illegible]と家を[illegible]て三
十[illegible]出[illegible]毋[illegible]年[illegible]
[illegible]出[illegible]大[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]右[illegible]解[illegible]

[illegible]て[illegible]解[illegible]の[illegible]今[illegible]
[illegible]出[illegible]一[illegible]
[illegible]出[illegible]三年秀吉[illegible]
[illegible]出[illegible]時[illegible]及て三[illegible]出[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]て坂[illegible]の[illegible]と[illegible]て坂
[illegible]一[illegible]
[illegible]方[illegible]
西[illegible]出[illegible]上[illegible]の代[illegible]
[illegible]上[illegible]
[illegible]て下[illegible]の坂[illegible]

川て後ハ五百餘人のそきとろうとも
ロおして前と云ふ同き二月の市の城をうち
二百餘人をそきうて陸川屋の父子を第て法
事を編て主殿と云ふ
とかたて以て法行を立て
いうて
辛し弾正忠つく十三年豊臣秀吉
明智雅楽助光秀父子つて豊臣の
豊臣秀吉同日
父子をそうて後ハ論のかてうて明十四

年豊臣坂下と云て関東を攻て将軍家
ひとしく法行の動の一対の年を経て
陸て大阪城を攻て秀吉 創業 豊臣
中納言秀頼 秀吉 坂下 秀吉の
の孫女 秀頼 大阪の
陸行 十五年の
軍家 滅亡
豊臣秀吉父子を攻て
弾正忠 大阪豊臣を
明て
明て砲流 豊臣秀吉

[illegible]

[illegible]

[illegible]

百石の役うけかのるへきよし　九月二日の役を作り
さらに手後又百石のうち　他に一百石をかりてすなわち
ふる　十百石の役を作りてすなわち　元和四年のすえ日一説に
作とかい　元和二年　部後の三国　うつりはじめ年村を
うけたまわる　ここにおいて　百石の人のか
ぎり　代人市の部　十百石を　家をもって
ちかくきものの　ちかいに　八分石を　作りて　後いたる
して　十百石をもって　事とかりて　ちかいにて
つかえ　由之の　ちかい　まことに　之　相八十
百石を　ちかいきものの　家の役　福岡の　十又の
ちかい　百石をい　二百石　二百石
ほしいまま　西の　家をと　地の　つかえの
の　今　ちかい　福村　ちかい　ちかいの
ちかい　市　名　ちかい　ちかい
つかえ　ものとかい　ちかい　ちかい
の　のうえ　ものの　ちかい　人　今　家
大石の　部　代人の　採　ちかい　ちかい

代一百石　ちかい　家　ちかい
年六月　九日　辛　年　時　之　部　中沢二十九郎
中　寛永十五年七月　父　ちかい　辛
ちかい　中沢　ちかい　時　ちかい　家
とつ　むす　中　定　日　家　祖父　家を
つれ　寛永十九年三月二百七郎　世を
しりぞく　家　ちかい
丹後　寛永　中府　九　母　中　二男　父
辛　これ　千石　ちかい　部後　村の他　三百石
寛永の　ちかい

寛永十九年十二月 和泉守 明正 二十年二月
廿九日 辛 二十七歳 [illegible]
[illegible] 千曳丹後守 [illegible]
[illegible]四年十月 廿九日 四十歳 [illegible]
[illegible]
法橋 [illegible] 豊田 [illegible] 二曳 將軍家
つゝて [illegible] 大坂 [illegible]
いゝさゝ [illegible] 二
千子 法橋 [illegible]

[illegible] 代 辛 [illegible]
式部少輔 [illegible] 豊田 [illegible] 三曳 [illegible]
[illegible] 大坂の [illegible]
三 左大臣家の [illegible] 寛永の [illegible]
[illegible] 二人
の職 [illegible] 千曳 式部
少輔 [illegible] 時 三 左大
[illegible]
[illegible] 寛永八年九月 [illegible]
[illegible] 寛文八年

八月廿四日於[illegible]宗三[illegible]号[illegible]
[illegible]千男[illegible]為[illegible]書[illegible]為[illegible]つく

山内代[illegible]
[illegible]年月

内閣文庫
蓬左文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan